

## 新潟市景観アドバイザー会議設置要綱

### (設置)

第1条 新潟市景観計画（平成19年新潟市告示第59号。以下「景観計画」という。）及び新潟市景観条例（平成19年新潟市条例第12号。以下「景観条例」という。）並びに新潟市屋外広告物条例（平成7年新潟市条例第59号。以下「広告物条例」という。）に基づく優れた景観の形成を図るため、新潟市景観アドバイザー会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (役割)

第2条 会議の役割は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 次に掲げる事項に対するアドバイスをすること。

- ア 建築物、屋外広告物及びその他工作物の形態又は色彩その他意匠の相談に関すること
- イ 景観条例第12条の規定による市長が行う助言又は指導に関すること
- ウ 景観条例第25条の規定による技術的援助又は助成に関すること
- エ 広告物条例第3条第7項の規定による市長が行う助言又は指導に関すること
- オ 広告物条例第4条の2又は第10条の2の規定による特例許可に関すること
- カ 景観計画の策定若しくは変更又は屋外広告物の規制に関すること
- キ アからカに掲げるもののほか、良好な景観の形成又は風致の維持に関して、アドバイスを受けることが必要なこと

(2) その他、景観の形成に関すること。

### (事前協議)

第2条の2 市長は、景観条例第6条の4の規定に基づき、会議を同条例第6条の2の規定による事前協議及び同条例第6条の6の規定による変更協議の場とすることができる。

### (組織)

第3条 会議は委員5名以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 新潟市景観審議会委員（1名以上）

(2) 次に掲げる専門分野の知識及び経験を有する者

- ア 建築物の意匠
- イ 色彩及びデザイン
- ウ 造園緑地計画
- エ 広告物

3 会議の委員を、新潟市景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）と称する。

### (会議)

第4条 会議は、市長が招集する。

2 会議に座長を置き、アドバイザーの互選によってこれを定める。

3 座長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 座長が欠けたとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名するアドバイザーがその職務を代行する。

5 座長は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させ、資料の提出及び意見を

求めることができる。

(景観アドバイザー相談)

第5条 市長は、第3条第2項第2号に掲げる専門分野ごとにアドバイスを求めることができる。

これを景観アドバイザー相談と称する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、都市政策部まちづくり推進課において処理する。

(守秘義務)

第7条 アドバイザーは、会議及び景観アドバイザー相談において知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も、同様とする。

(運営等)

第8条 この要綱に定めるほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。